

① 本人情報シート（後見申立てセットD1）を準備する

- (1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」の作成を依頼してください。 ※「手引」は作成された「本人情報シート」と共に返還してもらってください。
- 【福祉関係者に渡すもの】
- 『本人情報シート』の作成を依頼された福祉関係の方へ
 - 「成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引」
 - 「本人情報シート」の書式
- (2) 作成された本人情報シートを受け取ったら、コピー（裁判所提出用）を1部準備してください。
- * 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
 - * 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
 - * 「本人情報シート」が作成できなかった場合でも、診断書の作成を依頼することができます。

② 診断書（後見申立てセットD2）を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

- 【主治医に渡すもの】
- 診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ
 - 診断書（成年後見制度用）の書式
 - 鑑定連絡票
 - ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）
 - 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引（①で申立人に返還されたもの）

- * 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

- 【裁判所に提出するもの】
- ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）、鑑定連絡票
 - ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

- * 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目安

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることが難しい場合がある」
→ 補助開始の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 保佐開始の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 後見開始の申立て

④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

- * 鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。
- * 成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
- * 鑑定を行うためには一般的に5万円～10万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。検査費用が別途請求されることもあります。
- * 鑑定を行うことになった場合には、裁判所から連絡をしますので、あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。